

平成23年度第2回しあわせ倍増プラン2009市民評価委員会

会 議 記 録

I 日 時 平成23年6月24日（金）19:00～21:25

II 場 所 浦和コミュニティセンター第13集会室

III 議事次第

1 開 会

2 議 題

(1) 「しあわせ倍増プラン2009」取組実績及び達成度等の評価について（*評価対象事業：26事業）

3 その他

4 閉 会

IV 出席者

1 委員（12名）（敬称略）

委員 長 廣瀬克哉

委員長職務代理 長野 基

委 員 猪野智久、伊藤巖、木島好嗣、栗原俊明、高島清
延原正弘、橋本克己、福崎智恵、町田直典、三浦匡史

2 事務局（6名）

井上 靖朗（政策局総合政策監兼都市経営戦略室長）

三ツ木 宏（政策局都市経営戦略室副理事）

西尾 真治（行財政改革推進本部副理事兼政策局都市経営戦略室副理事）

中井 達雄（政策局都市経営戦略室参事）

藤澤 英之（政策局都市経営戦略室副参事）

鳥海 雅彦（政策局都市経営戦略室主幹）

3 所管職員（8名）

真々田和男（行財政改革推進本部行政改革チーム副参事）

土屋 昇（行財政改革推進本部民間力活用チーム副参事）

伊藤 道夫（総務局総務部総務課長）

高見澤 章（総務局人事部参事兼人事課長）

高橋 篤（財政局財政部財政課長）

花野井 均（市民・スポーツ文化局区政推進室参事）

有住 勇人（市民・スポーツ文化局区政推進室副参事）

吉川 洋一（保健福祉局福祉部障害福祉課長）

1 開 会

○事務局

本日は、お忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、これより、平成23年度第2回「しあわせ倍増プラン2009」市民評価委員会を開催させていただきます。

まず、はじめに、第1回市民評価委員会をご欠席されました2名の委員さんに自己紹介をお願いしたいと思います。伊藤巖委員。

○伊藤委員

はい。伊藤巖です。よろしくお願いいたします。自治会代表選出という形で出席させていただいております。よろしくお願いいたします。

○事務局

町田直典委員

○町田委員

はい。皆様こんばんは。先週は休みまして、誠に申し訳ありませんでした。昨年より評価委員をさせていただいております。土地柄、幼少からサッカーをやっていたこともありまして、さいたま市という土地が大好きで、少しでもお役に立てることはないかということで、参加させていただいております。よろしくお願いいたします。

○事務局

ありがとうございます。なお本日は、野崎博行委員、林美絵委員の2名の委員から欠席のご連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

また、第1回の委員会でご協議いただきましたとおり、今回から具体的にプランの事業に関わります担当所管課からのヒアリングを開始していただくわけですが、本日はプラン番号I-1 マニフェスト検証大会から番号8-2 会派要望への対応状況の公表まで、すべてで26事業ございます。そのうち、10事業についてヒアリングを行うということで、各所管課の職員が出席しております。委員の皆さんから質問があった場合、所管課から説明等対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、所管課は説明及び質疑応答が終了次第順次退席をさせていただきますので、ご了承くださいませようよろしくお願いいたします。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。机上に配付させていただいておりますが、ご確認をよろしくお願いいたします。

まず、次第でございます。座席表、所管課職員出席者一覧、委員評価取りまとめシート。次に開催日程別評価事業一覧。それから現地視察（案）、そのほかに個別評価シート、これは様式を工夫しまして、見開きのA4縦版、26事業分をご用意いたしましたので、ご参考ください。

また、前回、第1回の委員会会議記録、未定稿版ですが、こちらにも配付しております。

それから、市民評価委員会進行フローがございます。本日の会議の時間配分案でございますので、こちらにもご参照ください。

資料は以上でございます。よろしいでしょうか。

なお、本日も会議記録作成のため、写真撮影及び録音をさせていただきますことを、あらかじめご了承ください。

それでは、これからの議事進行につきましては、廣瀬委員長にお願いしたいと存じます。廣瀬委員長、よろしくお願いたします。

2 議 題

(1)「しあわせ倍増プラン2009」取組実績及び達成度等の評価について ○廣瀬委員長

それでは、ここから、次第に沿って進めてまいりたいと思います。今回から実際に中身の評価に入っていくわけですけれども、今日の段階では、予定をしておりますのは、プランの番号でI-1のマニフェスト検証大会から始まりまして、行財政改革の8-2会派要望への対応状況の公表というところまで、事業数で26になります。

そのうち、3項目の10事業の個別事業について、所管課のヒアリングを行うと決まっておりますが、この所管課からのヒアリングを行うようになっている分と、それからヒアリングを行わないものに分けて資料が作成されてお手元に置かれているかと思えます。

そこで、今日は、基本的にヒアリングを行いながら、評価の内容を固めていくということが一番メインの作業になりますけれども、その上でヒアリングを行わない残りの事業が16事業あると思えますが、そちらについてどうするかということを含めて、次第の1の「しあわせ倍増プラン2009」取組実績及び達成度等の評価についてということになります。

ヒアリングに早速入ってまいりたいと思えますが、その前に、前回の会議で確認をした評価の方針について、再度、確認をした上で、具体的なヒアリングに入ってまいりたいと思えます。まず、最初に確認しておくべきことは、今回既に6月の後半に入っている段階でもございまして、また、今回の対象にも入っておりましたが、3月11日の震災がありまして、22年度の年度内にはこうであった、3月に行われる予定だったものがいくつか流れたということになっておりますけれども、調べれば、その後、年度が変わってから、フォローアップをしたものであるとかいくつか出ているかと思えます。基本的には本年度の評価委員会というのは、平成22年度の目標を平成22年度にどこまでできたかということを見ていく、単年度の評価であるということを確認したいということです。

それから、集まってきた数字や各委員から提出された得点などを見ておきますと、少し確認が必要なものもあるかと思いましたが、目標達成度に関して、「a・b・c・d」の4段階と、それに対応する10段階の点数評価がありますけれども、aで横棒(→)だと9点になるとか、bで横棒(→)、つまり加点減点なしであれば7点になるということですが、若干その説明、コメントと点数のズレのある結果報告も混ざっているのですね。それらについて、少し確認をしながら、今回、今年度の評価の1回目ということですので、それらについての確認をしながら進めたいということが、今日の課題になろうかと

思います。

それでは、まず、ヒアリングを行う分の事業から順次進めてまいりたいと思います。各委員からの報告を取りまとめたものが、取りまとめ一覧のヒアリング実施事業10事業と書いてある横長の取りまとめ、それから、縦長のほうが委員評価取りまとめシート、ヒアリング実施事業No.1-1、6月24日開催という、これがヒアリング対象の事業数分をホッチキスで綴じたもの。ここに記録されたものが、現段階での各委員からの報告ということになっておりますけれども、このヒアリング対象事業について順次、ヒアリングを進めていき、ヒアリングの結果によって、当然、説明を受けて評価が変わるということもありますので、これらの事業についてはヒアリングの終了後、最終的にどういう評価に確定するかということを確認しながら、進めたいと思います。

それで、ヒアリングですが、ヒアリング対象は項目的にいうと3つに分かれておまして、1つ目が条例宣言の中のノーマライゼーション条例、それから、2つ目が行財政改革の中の民間人専門家を入れた行政改革推進チームを市長直轄組織として設置しますという、1-1から1-5までの5事業の1つ。それから、もう一つが、すべての窓口業務を区役所で行えるようにしますという、2-1から2-4までの4事業の1つとなっております。

事業数によってかかる時間も当然違うかと思っておりますので、大まかな進み時間の見込みについて、進行フローという資料が席上配付されているかと思っておりますが、それに、おおむねの目安の時間が入っているということでございます。

とはいえ、評価上どうしても必要な質疑ということであれば、そこに時間がかかるということもあり得るかと思っておりますし、早く確認できるということがあれば、これよりも早く進むということになろうかと思っております。

(Ⅱ-3 障がい者も健体者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例を制定します)

○廣瀬委員長

さて、それでは、まず、条例宣言の中から、Ⅱ-3の事業、「障がい者も健体者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例」を制定します、という項目についてになります。

では、このノーマライゼーション条例の制定について、平成22年度の取組状況について、所管のほうから簡単にご説明をいただきまして、その上で質疑を進めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○所管課職員

まず、この数値目標等に関する事業は、平成22年中にノーマライゼーション条例を制定するものです。22年度における取組実績については、障害者施策推進協議会の中に条例検討専門委員会を設置し検討します。また、市民の意見を広く求めることから100人委員会を設置して意見を求めます。それから、パブリックコメントの実施、平成22年中の条例の制定というふうに目標を設定しました。この目標設定の理由は、学識経験者の委員会、それから市民の意

見を直接取り入れるとともに丁寧に議論を行って制定をしていきたいということです。

パブリックコメントについては、広く市民に意見を求めるために実施したい。22年中の条例の制定としたのは、障害者への差別、虐待の防止、これは、虐待については、相当な対策を要したため平成22年中の条例制定としたものです。

主な実績としましては、まず、条例につきまして、正式名称が、「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」ということで、平成23年3月に制定しました。条例までの一部、差別の申し立ての部分につきましては、1年遅れの24年4月からの施行ということで、全部施行ではありませんが、一部施行することができました。

条例検討専門委員会は7回開催し検討を進め、上部団体の障害者施策推進協議会に中間報告、最終報告をし、その後、障害者施策推進協議会の方から、平成22年12月に市長に答申しました。

100人委員会については、10回開催し、延べ727人の市民の方からさまざまなご意見を伺いました。市長と直接意見交換を行うタウンミーティングを全10区で開催しました。さらに、知的障害者向けの学習会を2回、業界団体ヒアリングも5回実施しました。パブリックコメントにつきましては、11月から12月にかけて実施をしました。

その他主な成果としましては、条例の策定過程でさまざまな方から意見を聞くことができ、それを反映させることができました。社会モデルの導入、障害者の関与の拡大、単に身体障害者手帳とか、知的障害者の手帳とかを持っている方々だけではなくて、難病患者、そういった方たちも含めた形で、この条例を制定することができました。

また、合理的配慮に基づく措置、これは例えば、建物に段差があった場合については、スロープを設置して、障害者が移動しやすいようにする。車椅子利用者の車椅子が机の下に入らないことから、仕事、勉強が困難な場合については、机をあらかじめ取り替えておくというような、障害のない方がある方に対して、最大限配慮をいただきたいという文言も入れることができました。

さらに、市による障害者の自立及び社会参加のための支援の義務付けということで、庁内に障害者施策推進本部を設置して、障害者施策について、全庁横断的に進めていくということが盛り込まれております。

さらに、これまでの100人委員会とか、タウンミーティングの中でも出てきました障害者支援事業の支援施策の新設、拡大を図ることもできました。

取組実績に対する達成度については、22年中の制定ということから、3か月遅れの制定となりましたが、その間、市民の方からの声をたくさん聞くことができたりとか、その分丁寧に策定作業をすることができました。

そこで、b-7点ということで達成度を挙げさせていただきました。

今後の取組・予定としましては、我々、障害福祉課としましては、条例をつくった翌年度が重要であるということは十分認識しておりまして、この条例が絵にかいたもちにならないように、まず、さまざまな機会を利用して、条例の

周知、啓発活動をし、先ほど申しました庁内には、市長を本部長とする障害者施策推進本部を立ち上げて全庁横断的に推進をしていきます。この推進本部は既に設置をいたしました。さらに市民会議を設置をして、市民の方からのご意見をこれからも取り入れて、更により良い制度ができればというふうに考えております。

それと、今年度は差別に関する申し立てについてが、残っておりますので、それを1年の間にまとめて、条例の全部施行に向けていきたいというふうに考えております。以上です。

○廣瀬委員長

どうもありがとうございました。事前の委員からの質疑の中で、例えば、一部の条項が何故施行が先になっているのかということについては、文書でお答えをいただいているところです。

それでは、この条例の名称は正式には違う名称になったわけですが、このノーマライゼーション条例の制定の項目について、質疑がありましたら委員のほうからお願いします。

それでは、私から1点お願いします。まず、条例制定に伴い、新設、拡大した障害者支援事業というのが、いくつか成果として、挙げられているわけですが、障害者の民間賃貸住宅の入居支援などの実施であるとか、手話通訳者の増員を図るための行政講習会の拡大であるとか、3項目ほど内部評価の際に挙げられているわけですが、これは条例との関連というのでしょうか、それはどういう形で連携をしていたのか、また、この実施は22年度中に既に行われたものということでしょうか。

○所管課職員

まず、この事業につきましては、23年4月から始まりました。3つプログラムを挙げさせていただいておりますが、障害者の民間賃貸住宅入居支援というのは、主に知的障害の方から希望されておまして、知的障害の方が民間住宅に入るときというのは、不動産屋さん、家主さんから、危険ではないかということから、なかなか契約に結びつくことができないことがありました。ただ、軽度な知的障害の方ですと、単身生活も十分可能ですので、その契約の際の支援とか、それと、夜に住宅にいて不安に襲われたりとかしたときに緊急的に連絡をできるような体制をとっていくということで、障害者の住宅確保、単身生活の確保ということをサポートする事業です。

それから、手話通訳者の増員ということは、主に聴覚障害者を対象とした手話通訳者が、さいたま市の場合はまだ十分とはいえないことから…。

○廣瀬委員長

実施する内容についてはよくわかるのですが、条例との関連ということで、つまりこの条例の成果として、これが、条例がない段階では、ここまで行えていなかった事業が、条例の成果としてこういうふうになっていますというところを押さえていただければと思います。

○所管課職員

2番目の手話通訳の部分で言いますと、障害者の社会参加ということについて

て、条例に条文化しております。それと、移動支援というのは、障害者の外出、社会参加確保というところから、条例からきております。民間住宅について、これも住居の自由、住宅の確保といったところが条例からきております。

○廣瀬委員長

条例の検討の中で、重要な目標として、あるいは、市の責務ということが確認をされていて、それに伴って、現状で足りない部分が事業化されていったと。そういうつながりを持っていて、条例の制定そのものは3月になったけれども、平成23年度の予算要求の中から、それは具体化に動き始めて、年度初めからはそれがすぐに実施できる体制になった、そういう理解でよろしいでしょうか。

○所管課職員

はい。

○事務局職員

もともと条例自体は文章であって実態のあるものではありませんので、実際にこういった何らかの施策に結びついて、初めて効果があるわけですが、この条例につきましては、所管の課長から説明がありましたとおり、100人委員会ですとか、タウンミーティングという形で、やはり障害者の施策はどうしても、障害者の方やその家族の方々は非常に重要な課題として認識されますけれども、それ以外の方々はなかなか、自分の問題としてお考えにならないところがあるので、条例をつくる過程で、障害者の方もそうでない方も含めて、いろいろな意見を交換しながらつくるというプロセスを重視してやってきました。今回、施策を相当充実させた部分というのは、タウンミーティングや100人委員会の中で、障害者の方、あるいは障害者の家族の方々からのご意見、ご要望が強かったもので、今までも潜在的にはあったと思いますけれども、やはり、条例をつくるというプロセスの中で、相当いろいろと意見交換をするという中で、課題が抽出されたということで、条例の中の条文の中に取り入れられることになり、こういった施策にもつながったとご理解いただきたいと思います。

○廣瀬委員長

はい。ありがとうございます。では、質問をどうぞ。

○福崎委員

私、この内容について、条例が制定されたということをすごく評価させていただいて、条例を制定したあとの翌年度のことについても意識を向けられているということが既に書かれていたので、加点评価させていただいています。

今の説明の段階でも周知啓発を、今後、行っていきたいということと、市民会議を設置しますということでご説明をいただいたのですが、この市民会議、具体的な運用という点で、その条例をつくられた方が、今後、会議の運営を行っていくと、条例に愛着するあまりに、会議の運営が、条例の見直しがメインになってしまうのではないかと思うのです。それは、先ほど説明があったとおり、条例というのはあくまで文章で、それをもとに行う政策、どういった保護を行うか、どういった補助金があるのかといったことも条例の内容よりも市民の方は知りたいと思います。

ですので、そういったことを周知していただきたいと思いますと思うのですが、もう既に話し合いの中で、具体的な取組について、周知啓発というものをどうやって行っていくのかということについては、何か話し合われたりされているのですか。

○所管課職員

もう既に条例のパンフレットをつくりまして、それに基づいて、地域の自治会にパンフレットを配ったり、民生委員さんだとか、そういった方々には説明会をして、周知を図っていくと。それから、さらに、いろいろなイベントの際に併せて条例を制定しましたという周知を図っていくような形で進めております。市民会議については、これから組織をつくっていきますので、今のご意見などを参考にしながら、市民会議を進めていければなというふうに思います。

○延原委員

マニフェスト上は、22年度で条例をつくるということで、今回条例が完成したのでこれで目標は完了ですね。これで条例はできたと、了解しました。ポイントは、予算が23年度に212億円つけてます。予算執行はどこがコントロールタワーになるのですか。23年度の予算案の概要を見てみると、ノーマライゼーションとバリアフリーのところは212億円、9.7パーセント増ですから、予算規模としては相当増やしていますね。全体の予算増加が3パーセントしかないところを、この項目では10パーセント近く増やしている。条例作成は障害福祉課がやっているのでしょうか。今後大事なことは金をかけてこの条例をどう実行するかということです。しかし、実行段階のことはマニフェストには書いていないから、委員会としては今後検証のしようがない。212億円という相当な予算をかけるわけですからコントロールタワーは誰か教えてください。まさか、バラバラでやろうとしているのであれば、条例が生きてこないと思います。

○所管課職員

今の予算につきましては、障害福祉課の担当予算になります。

○延原委員

212億円すべてがそうですか。

○所管課職員

障害福祉施策予算です。

○延原委員

そうすると、エレベータのバリアフリーとか、ここに書いているものもすべて障害福祉課がコントロールタワーとして予算を管理するわけですね。

○所管課職員

建築物、例えば道路とかのバリアフリー化については、その事業担当の建築部門になりますけれども。

○延原委員

では、コントロールタワーはどこなのですか。

○事務局職員

先ほど所管課からもありましたように、庁内本部を立ち上げておりまして、

その事務局が障害福祉課ということですので、コントロールタワーという意味では障害福祉課になります。

○延原委員

障害福祉課が平成23年、24年、25年と条例に基づいて予算を獲得し、予算の執行をコントロールすると、そういうことで市民は理解しているのですか。

○事務局職員

正確に申し上げますと、予算要求としては役所の建前上、各個別事業を持っている所管課が予算要求をする形になりますが、それぞれにやっていたらそれぞれの課の事情が優先されるので、せっかく条例をつくっても、庁内全体として、ノーマライゼーションの施策が進むということにならないわけです。それを障害福祉課が事務局である庁内本部できちんと調整をして、要は、サボっている課があったらきちんとやるように、お尻を叩くという言い方はなんですが、きちんと要求するようというところで、予算編成を行っていくという意味でコントロールタワーと言えらると思います。

○延原委員

ということで、議事録に載りますね。条例ができたので満点です。でも条例ができて予算で金がかからないとものが動かない。それでそのコントロールタワーが障害者施策推進本部というところで、その事務局が障害福祉課というところが中心となって、212億円という巨大な金をコントロールして執行していくということですね。そうすると、さいたま市民は、条例ができた、満足した、しかし不都合があれば、この課に言えばいいというわけですね。わかりました。

○町田委員

それに関連しての意見という形なのですが、この条例は、目標の22年という意味では達成したのかなと思うのですが、中身がよくわからない。先ほど委員長からも話があったように、この条例に基づいて、それぞれの、先ほどエレベータという話がありましたが、そういったエレベータを整備するに当たっては、どういう工夫が見えるかなというところがよくわからない。あと罰則とかそういったペナルティーみたいなものは、これは質問とは別なのですが、つけるとかそういった観点はどうなのだろうかと。

それから、コントロールタワーといった話がありましたが、例えば、建物のバリアフリーの施策というものを捉えても、点字ブロックは、視覚障害者にとっては非常に有益だけれども、お年を召した方にとって、足を引きずるような方にはかえってそれがバリアになってしまうという場合もあるわけで、そういった調整を図るといった意味でもコントロールすべきところはどこなのかなという部分が、非常に大切なことなのだろうと思います。

それで、そのあたりがこの条例を見ると非常にあいまいでして、では、どういうふうに市民が望むようなノーマライゼーションの施策を図っていくときに、その部分がさっぱり見えないので、そのあたりが、条例はできたのだけれども…とならないように、中身を見ていただきたいと思います。

○廣瀬委員長

はい、今のことで、コメントという部分もあったかと思いますが、回答される部分があればお願いします。

○所管課職員

これから障害者の権利を守るということで、差別事例、虐待事例につきましては、そういったことがあれば、当事者から申し立てを受けて、助言をしていくことになるわけですが、そこに罰則という形ではなくて、あくまでもこの条例を通して、こういったことは差別になりますよと、こういったことは虐待ですよということで、当事者と思われる方からの申し立てに基づいて、差別を行ったり、虐待を行ったりした人たちに対して理解をしていただくというような形で組み立てております。それに基づいて、あまりにも度が過ぎるというようなことがありますと、勧告をして公表をするという仕組みをつくっております。

○廣瀬委員長

はい、それではどうぞ。

○福崎委員

先ほどのコメントに重ねてなのですが、今やはり話題になっていることというのが、具体的な意思決定、予算にしる、こういった点字ブロックを設置するのか、それとも、足をひきずるお年寄りに配慮して少なくするのかといった、具体的な意思決定において、それが行われた後の説明責任者、当事者からの申し入れに対してという話があったのですが、申し入れは、例えば関係職員の方に言ってもいいし、メールで送ってもいいと思うのですが、では、実際に、誰がそれに対して責任を持って行うのかということ、明示しておくというのは市民の方からの信頼度も高まると思いますし、すごく重要な部分だと思うのですが、それに対して、その点条例の中には触れていないということでよいのでしょうか。

○所管課職員

条例に基づいて、こういった施策をやっていこうというプランをつくって、このAの事業につきましては、障害福祉課で、Bの事業につきましては、〇〇課が所管課というように、これから整理をしていくわけですがけれども、基本的には今回の条例は、障害福祉課が事務局になっていて、その計画の中に、事業課が入っているということで進めているので、障害福祉課が何から何までというよりは、いろいろな形で、全体をコントロールいたしますけれども、各所管にやっていただくという部分も非常に多くなると思います。

○福崎委員

個々の事例に対しての、個々の事業に関しての責任者というのは、今後それぞれについて、決めていくという形で、ただ、この条例の文案、この条例が不十分ですよということに関しての責任課は、今はっきりと決まっている、障害福祉課になる、責任課として、中心にやっていく課ということですね。

○所管課職員

はい、そうです。

○廣瀬委員長

はい、いかがでしょうか、予定時刻はだいぶオーバーしてきておりますが。

条例が、3か月遅れではあるけれども、22年度中に完成をし、また、その条例の制定過程で、丁寧に市民意見の反映ができた。それから、それを踏まえて、新規施策も23年度から、既に実施し始めていて、それから推進本部等による庁内のコーディネートも動き出していると、まあ、次の課題は市民会議ということで説明いただきました。

それで、皆さんからの事前の評価については、皆さんのお手元に取りまとめられているとおりで、進捗度合いについては全員が「b」ということで、基本的には進捗度としては予定どおり進んでいるということなのですが、まず、この進捗度につきましては、今の説明をお聞きになった上で、変更の必要があるという方はいらっしゃいますか。いらっしゃらなければ、これは「b」ということで確定をしたいと思えます。

それから、点数につきましては、事前の段階でもやや減点要素である、22年中が22年度中に、3か月ほど遅れたことをマイナス要素とはしながらも、それ以外のいろいろなプラス要素を勘案して、プラスマイナスゼロとされた方が11名、それから、プラス要素が多いことを考慮して8点というふうに加点をされた方が2名、それから、3か月遅れたということで、進捗度合いというふうを考えて、1点を減点された方が1名という分布になっておりますが、これについて、ここまで質疑を踏まえていかがでしょうか。変更がおありになれば申し出いただきたいと思えます。

それでは、8点が2名、7点が11名、6点が1名ということ。それで、昨年も集計といいますか、点数の確定につきましては、このように連続した分布になっている場合で、今回で言えば、8点が2名、7点が11名、6点が1名となっている場合に、これを単純に集計をして平均点をとるということで、その平均値がこの事前の報告の時点では、7.1点になっておりますが、本年度もこのような形で、得点については、平均をとると。

ただ、後ろの方で若干出てきますが、飛び離れたところに点がつくということがまれにあります。その場合に、議論をした上で、その離れ値については、平均の対象から外すということで、確認ができたものについては、離れ値を外した中で、平均点をとって10点満点の点数にすると、本年度もそのような進め方でよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○廣瀬委員長

はい、ではこの条例のⅡ-3につきましては、変更なしということでよろしければ、進捗度はbで確定、それから達成度はこの分布で平均値の7.1点ということで確定ということでよろしいでしょうか。

はい、それではこの項目についてのヒアリングは以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(1 民間人専門家を入れた行政改革推進チームを、市長直轄組織として設置します。)

- (1-1 行財政改革推進本部の設置)
- (1-2 事務事業評価の見直し)
- (1-3 補助事業の見直し)
- (1-4 外郭団体改革)
- (1-5 公共施設マネジメント会議設置)

○廣瀬委員長

では、続きまして、行財政改革の分野の1つ目、「1 民間人専門家を入れた行財政改革推進チームを、市長直轄組織として設置します」について、枝番の1-1から1-5までの5事業をまとめてヒアリング対象としたいと思えます。

では、まとめてということですので、1項目ずつを丁寧にということには、時間がないかと思えますので、この5項目についてのここまでの進捗の概要について、かいつまんで所管からご説明をお願いしたいと思います。

○所管課職員

それでは、関連する事業5件につきまして、まとめてご説明申し上げます。

それでは、「1-1 行財政改革推進本部の設置」について、数値目標等につきましては、行財政改革推進本部を市長直轄組織として設置し、民間人専門家を登用します、となっておりますが、これら組織人員体制の整備充実を行い、行財政改革を推進することを、その目的としたところでございます。

④の平成22年度の取組実績は、取組状況にありますとおり、行財政改革の推進のため、全ての事務事業を対象に事業の見直しを行い、特に市民意見を参考とすべき30事業について、公開審議を実施しました。これらをもとに、「行財政改革推進プラン2010」を策定しました。行財政改革有識者会議を3回開催して公開審議で議論した事業や行革プランの策定に際し、アドバイスをいただきました。さらに、外郭団体経営改革推進委員会において、与野都市開発株式会社について提言をいただきました。平成22年度の取組実績に対する達成度は、行財政改革有識者会議の委員や任期付採用職員の知見を生かしまして行革プランを策定できたこと、本市独自の行財政改革の公開審議により、行革プランの策定段階から情報を公開して市民の皆様の意見を反映できたことから進捗度を「a」、達成度を「9点」と判断いたしました。今後の取組予定ですが、今年度も公開審議を開催して市民の意見を参考にするとともに、行革プランの進捗状況を検証し、行財政改革を推進してまいります。

続いて、「1-2 事務事業評価の見直し」についてです。数値目標等については、行財政改革推進本部が、事務事業評価の新たな評価方法などを構築して、全ての事務事業を見直し、計画期間でございます平成24年度末までに100事業の縮小廃止を行うものでございます。平成22年度の取組実績は、すべての事務事業を対象に「そもそも論」から点検する事務事業総点検を実施しました。その総点検の結果は「改革のカルテ」として活用し、事業を常に見直す「見直しの常態化」を構築しました。その結果、平成23年度予算においては、91事業を縮小・廃止して約6億円の削減効果を上げました。平成22年

度の取組実績に対する達成度は、主な目標どおり進捗したことから「b」としました。見直しによる事業の縮小・廃止は数値目標の3倍以上を達成できたことを加点評価して、達成度は「8点」と判断いたしました。今後の取組予定につきましては、毎年度、この「改革のカルテ」を活用した「見直しの常態化」サイクルにより、事業を常に見直してまいります。

続いて、「1-3 補助事業の見直し」でございますが、本市の支出するすべての補助金等について、平成21年度に見直しの基準を策定するとともに、毎年度、その基準に基づいて補助金等の見直しを行って予算に反映し、結果を公表するものでございます。平成22年度の取組実績は、事務事業総点検を通して、補助金等見直しメルクマール、いわゆる判断基準に基づき、「そもそも論」からすべての補助金等を点検し、それにより抽出した課題から、特に公平公正の観点で見直しが必要な項目を指定しました。そして、その項目に該当する補助金等を中心に補助金等の再構築を行い、再構築結果を平成23年度予算に反映し、151件、約2億7千万円の財政的な効果を上げ、予算案に併せて公表しました。平成22年度の取組実績に対する達成度は、取組内容が工程表のとおり進捗したため、進捗度は「b」、加点要素として、平成21年度に比べて約100件多い見直しを行うことができたことを考慮し、「8点」と判断いたしました。今後の取組や予定ですが、引き続き、平成22年度に指定した、特に公平公正の観点から見直しが必要な項目に該当する補助金等を中心に、補助金等見直しメルクマール、判断基準に基づいて見直しを進めてまいります。

続いて、「1-4 外郭団体改革」です。これにつきましては、平成21年度に民間人専門家による「外郭団体経営改革推進委員会」を設置するとともに、外郭団体の健全な発展などに資する「外郭団体改革プラン」を策定し、継続して各団体の経営状況や改革の進捗を監視し、外郭団体の経営改革や体質改善を促進するものです。平成22年度の取り組み実績は、財団法人さいたま市文化振興事業団と、同じく財団法人さいたま市公立施設管理公社の合併により、外郭団体を1団体削減いたしました。また、再開発ビルの管理を主な業務とする与野都市開発株式会社の経営状況が悪化したことから、「外郭団体経営改革推進委員会」の提言を受け、経営再建を行いました。昨年度の取組実績に対する達成度は、数値目標や取組内容が工程表のとおり進捗したため、進捗度は「b」、加点・減点要素はなく「7点」と判断いたしました。今後の取組や予定ですが、平成23年度以降も引き続き、「外郭団体改革プラン」に掲げております各団体が取り組むべき方針を踏まえての改革を推進し、各団体の統廃合などを実施してまいります。

最後になります、「1-5 公共施設マネジメント会議設置」につきまして、数値目標等については、平成21年度に基礎調査、基本方針を策定し、平成22年度に「公共施設マネジメント会議」を設置して、平成23年度末までに公共施設の効率的な管理運営を推進するため、「公共施設マネジメント計画」を策定するものでございます。平成22年度の取り組み実績といたしましては、昨年の6月に「公共施設マネジメント会議」を設置して、5回ほど会議を開催しました。また、公共施設の将来コストを試算して、「公共施設マネジメント

方針」を策定し、10月に公表しました。昨年度の取組実績に対する達成度は、数値目標や取組内容が、ほぼ工程表のとおり進捗できたことを踏まえ、進捗度は「b」、震災の影響により、昨年度の成果について報告書を年度内に作成できなかったことが、減点の対象となるかと思いますが、加点要素として将来コストを試算し基本的な考え方を方針として整理できましたので、加点・減点要素は相殺されたと判断し、達成度は「7点」といたしました。今後の取組や予定ですが、早期に平成22年度の報告書を完成させるとともに、今年度は都市関連施設や企業会計施設について調査・分析を行い、今年度中に公共施設全体のマネジメント計画を策定し公表してまいります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○廣瀬委員長

どうもありがとうございました。それでは質疑を1-1から1-5まで一括で行いたいと思います。委員のほうから質問等がありましたら、よろしくお願いいたします。

○延原委員

1-1は原案どおりの評価をしたのですが、1-2から1-4については全て1点減点にしました。理由は共通で、例えば100事業何々します、何々の数を何々しますという目標だけで、金額ベースの削減目標が表に出てきていない。そもそも行革推進チームの一番メインの仕事は、お金をどれだけ有効に使うかというのであって、事業削減数がメインになるのではないはず。これは10億円減らします、ここは5億減らしますというメイン業務たる金額目標設定がされていないので、全て1点減点にしました。それについてコメントがあればいただきたい。

○所管課職員

ただいまの件について、例えば補助金の見直しを一つの具体例としてお話し上げたいと思います。まず一つには、しあわせ倍増プラン2009を策定したのは平成21年度のことになろうかと思います。その際には、削減目標を固めることができるような補助金についての見直し作業がまだ進んでいない状況でございました。具体的な補助金の削減目標について、できるだけ削減効果を出すものとしては、プラン2009の192事業の方で効果額を示させていただいている状況でございます。以上です。

○延原委員

21年度がスタートの年で、その時は事業数でもやむを得ないが、二年目である22年度から事業数でなく、どうして金額目標を設定しなかったのですかという質問です。そういう目標にしなければ、評価ができません、評価を低くせざるを得ませんと言っている。

○所管課職員

目標として、例えば補助金等につきましても、削減の方向性等につきましてはこのメルクマールに基づきまして示させていただいているところですが、具体的にそれを削減するかどうかは、手続き等を含めて、その年でできるかどうかは全て予算編成の過程の中で初めてその数字が出てくる部分が

ございまして、なかなか数値目標を年度毎に設定する段階では難しいという実情がございまして。

○延原委員

難しいかどうかではなく、金額目標を設定するのが本筋ではないですか。

○事務局職員

要は、22年度の途中に行財政改革推進プランをつくったので、その中では削減の数値目標を入れたのですが、倍增プランの方の評価としては22年度当初の時点では数字が入っていなかった、件数でしか入っていなかったということで、行財政改革推進プランの方で削減目標を、延原委員がおっしゃるようにまさに行革に関しては、最終的には金額が大事ですので、その金額を22年度の途中に目標を立てたということです。

○延原委員

それならば金額目標を達成したかどうか書いてくれればいいではないですか。市長が交代した2年前のマニフェストで100事業減らしますと言っているのですから、金額換算して目標設定するのがスタッフの仕事ではないですか。例えば22年度は100事業で5億円減らすという目標にしました、それが5億減りました、というのであれば満点にすればいいわけです。

○事務局職員

そこは金額に関しては、行財政改革推進プランをつくるまでに時間がかかったということになるかと思います。

○延原委員

僕は達成しているならプラスにしたいのです。減点したいなんて思っていないです。例えばここで5億円浮かした金が、さっきのノーマライゼーションの10何億円に回っているのですと言ってくれば、そうですかと言って税金払う気になりますよ。

○事務局職員

行財政改革推進プランは22年度につくってしまっていて、数値目標については、プランの計画期間が22年から24年の3か年なので、この間でどれくらいの財源不足が見込まれるかに対応して数値目標を設定しています。22年度についていえば、282億円の行革プラン全体としての財政目標を設定しています。これが22年度、実際どれだけの効果があったかについては、今まだ22年度の決算が固まっておりませんので、その数字を精査しているところです。それが固まり次第、22年度決算ベースで目標が達成できたかどうかご報告できるかと思います。

○延原委員

6月24日で、前年度決算がまだできてない？

○事務局職員

対外的に公表するところまではまだ。

○事務局職員

役所の場合は、現金会計でやっていますので、決算が閉まるのが年度末の3月31日ではなく、5月31日なのです。これは民間企業の発生主義に慣れて

おられる方には、直感にご理解いただけないかとは思いますが。

○福崎委員

今の金額の数値目標という点についてなのですが、青いプランの冊子を作成された段階で金額の目標の設定まではできなかったということなのですが、今後評価を単年度で続けていく際に知りたいことだと思うのですよ。倍増プランの方で訂正はされるんですか。

○事務局職員

倍増プラン自体は、市長が4年間でこれだけのことをやりますという計画を立てて、それに対しての評価をするということなので、プラン自体の修正の予定はありません。ただ、途中で事情が変わってきたり、当初は数字が入らなかったものが、いろいろ詰めていって数字が入るようになりましたというものは、今回もお配りしていますが、23年度の目標を立てて、実績を評価するという単年度評価の中では、当初数字が入らなかったものが23年度の単年度の目標として数字が入れられる状態になったものがあれば、当然それは入れることになります。プラン本体は4年トータルでつくっているんで、これの修正というよりは、単年度の進行管理の中で目標が立てられるようになったら、しっかり数値目標を立てて、それが達成できたかの評価をするということを考えています。

○福崎委員

そうしましたら、もしよろしかったら委員評価とりまとめシートの中に「期限内の数値目標等」というのがありますが、ここに当初プラン作成時に期限内の数値目標として設定されたというような形容詞をつけた方がわかりやすいかと思うのですが、その次が「22年度目標」と書いてあるので。

○事務局職員

少しわかりにくいということですね。

○福崎委員

はい、そっちの方がいいかと。

○三浦委員

行革の分野全体に通じて意見と感想ですが、行革チームが任期付きで民間登用で設置されていまして、今回震災があってその対策に行革本部の方が配置されているのを見ましたし、新しい公共の分野が国からおりとくると受け皿になったり、市長直轄ということで、ボランティア推進の分野でも民間活力の活用ということもあるのですが、何か新しくて既定の業務の枠組みにならないものが生じたときに、まずは行革が受けるという傾向が見える気がします。それをとりあえずさばくのではなくて、例えば危機管理の問題であれば、根本的なことなので、民間登用任期付きの方々がいなくなる前提で動いている改革チームなのだから、どこかの固定した課に、固定した行政の仕組みの中に移していかないと具合が悪いと思います。ご報告を受けている内容の多くは、財政的なスリム化に思えて、それは着々となさっているのですが、財政削減されて、その精神がいろいろな課に行き渡るのはいいでしょう。もう一つは行政の新しいことに対しての変化に対応していくような動きをどのように仕組み

化するのか。そこは行財政改革の中でも行政改革の課題への即応性というのはどうなのかなど。

具体論で一つ言わせていただくと、補助事業の見直しですけれども、メルクマールの公平・公正というご説明があって、言葉では正しいと思いますが、金額でいくら削減できたというよりは、費用対効果の問題だと思います。だから補助事業の場合は、私が街で活動してたまに聞くのは、補助事業の切れ目が活動の切れ目というところがあって、なくなっていい活動であればいいのですが、なくなっては困る活動がなくなっているなら復活や、補助金とは別のサポート施策を考えなければいけないという面もあるでしょう。そういった制度改革にお金の改革がリンクし、行政の組織改革、仕事改革につながっているという視点が、説明の中では聞き取りにくいかなと思うので、コメントをいただきたいと思うのですが。

○所管課職員

委員のご指摘のとおりかと思います。私どもはそういった視点を常に忘れずに改革に取り組むことを考えながら進めさせていただいているところでございますけれども、それが数値目標の設定ということになりますと、なかなかできない部分がありまして、数値化が難しい部分で常日ごろ所管局とのやりとりの中でそういった視点を認識しながら、活動させていただいていることで、ご理解いただければと思います。

○事務局職員

補足ですけれども、今の改革プランは3つの柱を立てていまして、財政面で予算を切る、削るといった項目ももちろんあるのですが、それ以外にも職員の仕事に新たな付加価値を付ける、やり方を変える「生む改革」とか、「人の改革」といったことも行革の中の大きなポイントとなっていて、特に「生む改革」の中の項目を見ていただくと、先程ご指摘のあったボランティア活動なども入っていて、市民・スポーツ文化局の市民生活部とか市民活動支援室といった所管と行革本部とが一体となって取り組む仕組みをつくっていますので、当然時限的な組織として行革本部がいずれなくなれば、本来の所管が引き継いでいくことを見越して体制をつくっています。

○三浦委員

ご説明はわかりました。ですので、行革の成果として、「生む改革」の部分を明示できないかなというふうに思います。

○福崎委員

私も1-3からなのでですけど、22年度の目標ということでメルクマールに基づく再構築の実施とあって、この実施への取組は意欲的にされていると思ったので加点させていただいたのですが、この事業自体はメルクマール、評価基準の作成が重要なポイントになると思うのですよ。そうすると、前年度以前につくった評価基準に基づいた評価だけではなくて、今年度やってみて評価基準はどうだったのかというフィードバックも必要になると思うのですが、それは実施されたのかどうか教えていただきたいのですが。

○所管課職員

メルクマールを基準として見直しをする、また財政課からも見直しをお願いしているわけですが、当然、所管課では現状や実態を分析しながら補助金のあり方を見直しております。役割を終えたもの、補助団体が自立できているだろうというようなものにつきましては、廃止や縮小へ向かう。今まさに需要がある、市が力を入れていくべきものなど、特にこの間の震災ですとか、先程障害福祉課がご説明しましたようなノーマライゼーションの動きなど、これから力を入れていかなければならない分野については拡充となるものもあり得ますので、各部局に漫然と補助が行われているのではなく、職員一人ひとりが補助の必要性、補助の規模など、現状に即した内容を見直してもらいながら進めておりますので、当然22年度に見直した結果については23年度予算に反映させて、今年度見直した結果については、24年度の予算に反映させるような流れで進めさせていただきたいと思っています。

5年前、10年前につくったメルクマールであれば、ある程度時間が経って、現実に即していない部分があるかと思いますが、このメルクマールについては2年前につくって、そう状況が変化していない、またこのプランの計画期間が4年ということもありますので、毎年度基準を見直していきますと、どういう基準で補助を見直したらいいか混乱を生じることがありますので、この期間内に見直すことは今の時点では考えておりません。

○廣瀬委員長

このままメルクマールを立ててやってみたけれども、ちょっと乱暴かなとか現実に合わないということが出てくれば、4年にこだわらずに見直していただきたいですが、逆に言うと、それ程外れていないという感触をお持ちなのであれば、そういうふうに説明をしていただければわかるところでもありますが、どういう感じなのでしょう。

○所管課職員

財政課からお答えしていいのかわかりませんが、現実の状況ではそう離れてはいないと思います。

○廣瀬委員長

現時点での運用している側の内部での、メルクマールそのものについてのフィードバックの現状ということですね。

○事務局職員

一般論的にお答えする形になって申し訳ないですが、この手の補助金の見直しというのは相手方もありますので、基準を決めて翌年度の予算を全部切れるかというところではない。ですから、こういう形で市の方針として出していく中で、メルクマールの対象になったものについて、お金がないからといって一律に切ることはできませんので、相手方に一定の納得をいただいて削っていく。その中でフォローすべきものがあれば、その代替策を考えるということになります。財政課長がお答えしましたように、メルクマールそのものについては中期的に変えていくということになると思います。

○伊藤委員

この外郭団体一覧にある外郭団体の主な業務内容については、コメントとし

てどこかに入れてもらわないと、見ただけではわからない。団体名だけでどういったことをやっているのかは理解しにくい部分がある。それから、現在はというふうに減ってきているかということはここでは書いてないのですが、もう少し別資料で内容を明確にしてもらわないと判断がしにくい。皆さんはあまり感じてないかもしれませんが。

○廣瀬委員長

確かに名前だけを見ると似たようなものが多く、何をやっているのかわからない。

○伊藤委員

それがどういうふうに統廃合してなくなったのかが見えないと、先に話が進まないような感じがする。

○事務局職員

このシート自体はスペースの制約がありますが、本来参考資料でわかるようにしなければいけなかったかと思います。申し訳ございません。

○伊藤委員

あと、外郭団体を切ったり張ったりするときに、その事業をやっている現場をある程度よくわかっていて、なおかつ予算的なこともわかっている人に説明をしてもらう機会を設けないと、その良し悪しは、一方的に行政の方でやってしまっていていいよという話とはちょっと違うと思うのですけれどもね。どうでしょうか。そういうふうに感じませんか。市民が全てわかっているというものではないので、そういうところをちゃんとチェックしないと。例えばここに書いてある社会福祉協議会とか、社会福祉事業団の業務内容、それからそれらの団体が対象にしている市民の方たちはどういう人たちかということも踏まえた上で統廃合しないといけない。それが予算的に妥当かどうかという中身もわかっていないと。勝手に数字だけを変更するのは、ちょっと酷だよ。全体的にそういう見方をしていただかないと、非常にきついのではないかと思います。シルバー人材センターの関係もそうだし、在宅ケアサービス公社の関係も、社会福祉協議会の関係と関連性があるし。そういうことをちゃんと踏まえた上で推進しないと、非常に問題がある気がする。

○福崎委員

今の内容について、プランの方向性にも関わってくると思うのですけれども、例えば私たちはこの団体を切りましたという報告を受けて評価すると思うのですが、切られたものが適切だったのかということを知りたいと思うし、そこも評価に加えたいのかなと思うのですよ。ただ、私たちはプランの実行具合を単純に評価するだけだとなると、私たちの役目でもないのかと思います。例えば、この団体を切るということについて、他の事業でも持っているような別途の市民会議とかで、これを切ります、こういった活動をしているので、といった具体的な説明を市民とのやりとりの中でできるような機会は考えているのでしょうか。

○所管課職員

まず、初めのお答えですが、お手元にさいたま市外郭団体経営改革推進委員

会設置要綱を配付させていただいております。外郭団体改革につきましては、目標として平成21年度7月に外郭団体経営改革推進委員会を設置しますということです。これは既に設置しております。もう一つの目標で、これも平成21年度中に外郭団体改革プランを策定しますということがございます。さいたま市外郭団体改革プランの概要が資料として配付されているかと思えます。これは平成21年度から24年度の間で、さいたま市が抱えている外郭団体をどのようにしていったらいいのかということをもとめたものでございます。その中で団体の廃止ですとか、株式会社については民営化を図る、あるいは財団については公益財団に移行する、というような改革を進めていくということでございます。このプランを策定するに当たりましては、先程ご指摘がありましたように、改革推進委員会の委員の方に見ていただいて、こういうプランが適当だろうということで策定させていただきました。わかりづらいということもございますが、後ほどそれぞれの団体の事業内容は、インターネットでも閲覧いただけるようになっておりますのでご覧いただくか、ご用意させていただいても結構かと思えます。ある程度詳しく、決算報告なども掲載しておりますので、参考にしていただければと思います。

○事務局職員

補足いたしますと、外郭団体の改革としては、一つは組織をいじるけれどもその組織がやっているサービスは基本的には変えない、つまり似たようなサービスをやっている団体を統合して、間接コストを下げるけれども、やっているサービスは従来どおりとするというやり方があります。土地開発公社のように、土地を買うのを外でやるのではなくて、市役所本体でやればいいので、別組織を立てませんというようなものもそうです。こういう改革はテクニカルなところでもあるので、先程の委員会は市民の皆さんというよりもどちらかというところと専門家の意見を聞いて改革を進めています。

一方で、伊藤委員がおっしゃったような社会福祉事業団を例にしますと、放課後児童クラブや老人福祉センターのような施設を運営しているので、これをなくすとすると市民の皆さんにも相当影響があるので、そういったことをやるのであれば、単なる組織の変更ではないということできちんと市民の皆さんの意見を聞かないといけません。ただ、今の外郭団体のプランは、どちらかというところ、同じサービスをやるけれども、間接コストを削減するために似たような団体を統合するとか、市が出資しているのは意味がないので撤退する。そういった改革をやっている中で、外郭団体改革によって市民サービスに直接影響があるということが基本的にはないようにつくっております。社協やシルバー人材センターなど、相当市民生活に密着したものが外郭団体のリストの中に載っているので、それらの団体がなくなると大変ではないかというように思われたのではないかと思います。

○長野委員長職務代理者

政策の測定の仕方で、1-3だけが昨年度と比べてどうだったかという評価をされておりました。その他は単年度の目標に対してどれだけ達成したかという表記の仕方で加点・減点評価をしていますが、1-3だけが、21年度実績に

比べて22年度実績がこれだけ増えたからという加点をしている。ルールが大きく変わっているので、なぜこうしているのかというご説明をいただきたいのと、橋本委員からも分母・分子の割合がわからないというのがあったので、1-3だけ別立ての評価方法をしているので、ご説明いただけないでしょうか。

○所管課職員

評価のルールが変わったということではないと考えております。毎年度、1件でも多く補助事業を適正かどうか見直していますが、比較の対象となるものが昨年度51件であったものが、2回目の見直しときにはその効果が151件になったということで、内部で評価をさせていただきました。

補足で、分母と分子の関係ですが、どのくらいの割合で見直せたかということにつきましては、22年度当初予算ベースで1780件の補助がありまして、約229億5千万円の当初予算でございまして、そのうち151件で約2億7千万円、0.9パーセント、1パーセント弱の削減効果を生み出したということでございます。

○猪野委員

この1パーセント弱の削減効果は、市民には大きいのかどうか分からないのですが。例えば、もっと削減できると見込めるのか、目標値がないのでわからなかったのですが、これからもどんどん削減できるのか、それともこれは結構ぎりぎりまで削減して1パーセントなのか、どうお考えでしょうか。

○所管課職員

個人的感想ということでご理解をいただけますでしょうか。濡れた雑巾を思い切り絞れば水はいっぱい出ますが、この行革につきましましてはずっとスリム化を図ってきておりまして、だんだん雑巾が硬くなりつつあって、その中でもっと絞れといっても、今までどおりに水がこぼれるかというとなかなか厳しい状況にあります。先程も述べさせていただいたのですが、現状や実態を分析して、今まさに適正なものが何かということで毎年度、所管が見直しているのですが、私どもとしてはだいぶ努力をさせていただいているという、手前味噌な評価になってしまいますが。昨年の2億7千万円が大きいのか小さいかと言われると、努力させていただいていると言わせていただきたいのですが、皆様方から見てまだまだ絞れると言われれば、そのとおりのかもしれません。その溝を埋めるために、毎年毎年見直しをさせていただきたいと思っております。

○事務局職員

補助金の中には、市が自由に政策判断で出したり出さなかったりできる補助金もあれば、例えば私立保育所に対する補助金のように、国の制度の中で市の負担割合が義務的に決まっているものがあって、はっきり申し上げると、桁の大きい補助金はそういうのが多く、市の判断ですぐに削るのは難しいわけです。また、ある程度市の判断が自由であるものでも、例えば放課後児童クラブへの補助金ですと、国の制度からいうと市の補助は義務ではないのですが、市の補助をやめますといった瞬間に小学生のお子さんをお持ちの働いているお母さん方は困ってしまうというように、見直しが難しいものも多くある。そのような中で補助金を削るということですので、数パーセントという見直しができ

ば、このようなものかなという感じです。

○猪野委員

僕自身はやったことがないので、かなりきつきつな状態でやっているというのがよくわかりました。できる限り削減してほしいと思います。

○廣瀬委員長

それでは、かなり時間が経過しておりますが、1-1から1-5までの項目よろしいでしょうか。

まず進捗度についてですが、全体的に枝番の1の方が比較的高く評価されていて、1-5までくると概ね進捗は予定どおり、ないしマイナス1点される方も若干いらっしゃいます。まず「a・b・c・d」について、変更を必要とされる方はいらっしゃいますでしょうか。

○木島委員

1-2の事業で、「a」をつけさせていただいたのですが、皆さんとかなり評価が違って、「a」という評価は目標を上回れば「a」ということでしょうか。

○廣瀬委員長

進捗度として目標を明らかに上回れば「a」で、概ね目標どおりであれば「b」なんです、「b」の1点加点とするか、「a」まで評価して9点とするかはそれぞれの考え方、いろいろな進捗度の進んでいる部分に対する評価の仕方が反映されるようになっている。

○木島委員

上回れば必ずしも「a」というわけではないですね。

○廣瀬委員長

少し上回れば即「a」という評価ではやってこなかったかなと思います。

○木島委員

わかりました、ありがとうございます。

○廣瀬委員長

「a・b・c・d」について割れた場合には、もっとも多いところで確定してきました。そのルールでいきますと、1-1は「a」が8、「b」が6ですので、全体評価として進捗度は「a」と評価をする。1-2は「a」が5、「b」が9、「b」の方が多いため、これは「b」。1-3は1対13、1-4、1-5は全員「b」なので、1-3、1-4、1-5については「b」という形で、このとりまとめ表のとおり、a、b、b、b、bで確定でよろしいでしょうか。それから得点の分布ですが、1点確認ですが、延原委員からのコメントのところマイナス1点ということが出てきていますが、これは内部評価に対してマイナス1点ですか。

○延原委員

そうです。

○廣瀬委員長

点数について、事前の評価と今質疑を聞いた上で、何か変更点がありましたら、お申し出いただければと思います。

よろしいでしょうか。それでは、この評価はいずれも連続した分布になっておりますので、若干10から7までの幅のあるものもありますが、これらを平均して、1-1が8.5点、1-2が8.3点、1-3が7.6点、1-4が6.9点、1-5が7.1点ということで確定をさせていただきたいと思いません。

(2 すべての窓口業務を区役所で行えるようにします)

「2-1 窓口改革・権限移譲（統括）」

「2-2 予算」

「2-3 組織・人事」

「2-4 暮らし応援室の設置」

○廣瀬委員長

では、続けて、行財政改革2つ目の「すべての窓口業務を区役所で行えるようにします」について、2-1から2-4までの一括となります。これについて、概要を簡潔にご説明お願いいたします。

○所管課職員

それでは、「すべての窓口業務を区役所で行えるようにします。」という取組の全体概要につきまして、ご説明いたします。

この事業につきましては、市政の最前線基地である区役所の、窓口サービスの一層の向上と市民満足度アップを実現するために、区役所の機能・権能を強化・充実するというものでございます。統括としての「窓口改革・権限移譲」と「予算」、それから「組織・人事」、「暮らし応援室の設置」の4つの小項目を設定いたしております。なお、「すべての窓口業務」という言葉は、区役所において市民に身近な行政サービスを総合的に最大限提供することを象徴的に表現したものでございます。この取組に当たりましては、内容がさまざまな部局に関連することから、6局8部署及び各区役所の各部からなります「区役所あり方見直しプロジェクトチーム」を設置しております。小項目それぞれの数値目標、工程表に基づき、取り組んでまいりました。

まず、区役所のあり方の検討にあたりましては、市民のご意見の反映、市民目線による検討が不可欠との認識に立ちまして、公募による市民、あるいは関係団体、学識経験者からなります「区役所のあり方検討委員会」を平成22年2月に設置いたしました。その後、平成23年1月までの間に延べ8回の会議を開催いたしました。その間5月には、より多くの市民ニーズ・意見を把握するために、区役所における窓口サービスに関する市民アンケートを実施いたしました。その内容を可能な限り施策に反映するものとしまして、12月に、検討の結果を取りまとめました「区役所のあり方に関する検討報告書・提言」を市長に提出していただいたところでございます。

それでは、ここで、参考資料に基づき、提言の概要をご説明いたします。参考資料の144ページをご覧ください。まず、検討の視点についてですが、「日本一身近で、はやい行政を目指して」の下の囲い込みにありますように、どの

ようにしたら市民が本当に満足できる区役所になるのか、という市民満足度アップの視点等、7つの視点から検討が行われました。この資料の中央の左側に「区役所の位置づけ・基本的役割」の囲みがあります。この中に区役所のあり方を検討するにあたっては、そもそも区役所をどう位置付けるのかという検討が必要であるという観点から、委員会としましては、区役所の位置付け及び区役所の基本的役割として、それぞれ4点に整理をして検討が行われたところでございます。

左下のアンケート調査の囲みをご覧ください。調査結果の主なものをピックアップしたのですが、区役所に改善して欲しいこととして市民が一番望んでいることは、接遇など職員の窓口対応にあるということが改めて確認されたところです。また、窓口の開設に関しての要望としては、休日など時間外の開庁を望む声が約7割に上ることがわかりました。

中央右側の区役所改革の基本方針・2本の柱の囲みをご覧ください。こうした検討結果を踏まえまして、報告書では窓口サービスの向上、市民満足度アップの実現に向け、区役所改革の基本方針として2本の柱を据えることとされました。そのうちの1つ、第1の柱が「区役所の総合行政機能の強化・充実」としまして、市の最先端窓口、第一義的な市民が接する窓口としての区役所に、窓口業務を包括的に移管すると同時に、窓口業務を改善し、市民のライフスタイルやニーズに対応する区役所へと改革を図る、というものです。第2の柱としましては、「区民ニーズや行政課題に自主的・主体的に取り組むことのできる区役所を構築する」というものでございます。

また、同じ資料でございますが、右下の基本方針に基づく施策体系の囲みをご覧ください。先程申し上げたこの2本の柱に基づく施策体系として、市の最先端窓口としての区役所の機能を、窓口業務の内容、業務・サービスの提供方法、区長の権限という大きく三つの要素に整理し、包括的に提言をいただいたところでございます。なお、これらの提言内容につきましては、人員や組織、予算等の課題を整理・検討の上、計画的に実施するものとされております。

続きまして、この提言を踏まえ、市として平成23年度から実施することとした事業をご説明いたします。参考資料の140ページをお開きください。この資料は、さいたま市の区役所改革として、市のホームページにも掲載されているものでございますが、当市では、平成23年度を、区役所改革の第一弾と位置付けておりまして、大きく7つの項目を実施することとしております。

まず、検討委員会の報告書の中で「区役所の新しい役割分担」として提言のありました窓口等業務の拡大としまして、地域における避難場所運営委員会の設置・運営支援など、地域に密着した防災業務など、44の業務を区役所で行うこととしております。なお、この業務につきましては、参考資料の142ページ、143ページに掲載しております。

次に、「業務・窓口サービスの提供方法の改善」として提言のありました、休日の窓口開設につきましては、5月から毎月最終日曜日に区役所窓口の開設を試行することとしておりまして、第1回目を5月29日に実施いたしました。あさっての6月26日には、第2回目の実施を予定しております。また、さい

たま市では従来から取り組んでいる「明るい区役所づくり運動」を一層推進し、市民アンケートにありました窓口対応への不満の解消に努めるとともに、区役所の中の表示の見直しを行い、市民が利用しやすい快適な区役所の実現に努めております。

次に141ページですが、上の二つ、「区民会議の見直し」と「市民活動ネットワークの構築」につきましては、しあわせ倍増プランの別項目の内容ですので、説明は省略させていただきます。

次に、区長権限の強化・拡大につきましては、区長が一層地域のまちづくりに指導力を発揮できる環境を整えるため、区長に組織・人事配置・予算要求の権限を包括的に付与することとしまして、現在その準備を進めております。また、平成23年度の予算編成に当たりましては、新たに「区役所アイデア予算枠」を創設いたしまして、区長による政策提案コンペを実施するなど、現場の声を政策・予算に反映いたしました。

最後に、債権整理推進室の設置ですが、これは検討委員会から局等へ集約すべき業務として提言のあったもので、本年4月から市税及び国民健康保険税の徴収事務を集中化することにより、効率的で効果的な滞納整理に努めているところでございます。

なお、こちらの資料には記載してございませんが、検討委員会から提言のありました、コンビニエンスストアでの証明発行などにつきましては区役所改革の第二弾として、平成24年度からの実施に向けまして、今年度、検討を進めているところでございます。

説明は以上でございますが、一点、資料の訂正をお願いしたいものがございます。大変恐縮でございますが、個別評価シートの「2-4 ぐらし応援室の設置」ですが、右側の④取組実績の「H22年度 主な実績」中に、16業務とありますが、14業務の誤りでございます。訂正してお詫び申し上げます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○廣瀬委員長

では、2-1から2-4を一括して質疑を行いたいと思います。委員の方からありましたら、どうぞお願いします。

○延原委員

2-3と2-4、質問票にも書いてありますが、22年度で区長に予算編成権の自由度を与えますと書かれています。各区の総予算どれくらいのパーセントに自由度を与えているのですか。例えば、1パーセント未満ならば自由度などはあると思えないし、目標になるとは思わないので、評価を変えるかもしれません。22年度の決定としてどういうふうになったか知りたいのが一つ。

それから2-4、私は「bの6」に1点減点しています。結果として14事業移管と書いてありますが、22年度目標に事前の目標数値が抜けている。従って、減点しました。この2点、説明してください。

○所管課職員

まず財政課の方から区長の予算編成関係について、ご説明させていただきます。今ご質問の市の予算の何パーセントくらいかということ…。

○延原委員

いや、区の予算です。区長が自分の自由度でできる予算割合です。目標に、区役所アイデア予算枠を創設しますと書いてあるのだけれども、一体何パーセント程度が目途か書いてないので、質問しているのです。

○所管課職員

区役所アイデア予算枠につきましては、23年度の予算編成に当たりまして設けたものでございまして、特に区の予算の何パーセントということを進めたものではございません。区民まちづくり推進費というものがございまして、皆さんお耳にしたことがあるかもしれませんが、指定都市に移行するときに各区に1億円程度、各区で自由につくり上げる予算として1億円程度ありましたが、それとは別によい区長政策提案があれば、23年度に事業として取り上げるということで、申し訳ございませんが、当初からいくらの枠で用意したというのにはございませんでした。

○延原委員

22年度達成したというのは何を達成したのですか。

○所管課職員

区長につきましては、現状では直接予算を要求する権限がございません。

○延原委員

22年度達成したと言っているのは、区長に23年度予算を申請することを決めたというのが達成と言っているのですか。

○所管課職員

直接要求ということにつきましては、規則があって、直接区長から要求できないことになっております。直接要求はできないのですが、区長が自分たちでつくり上げた事業を予算化するために、市長の前で予算化に向けて事業の説明をする場を設けた。話が長くなってしまって申し訳ないのですが、現状から少しご説明させていただきたいと思います。

○延原委員

私は評価を正確にしたいので、22年度は何が目標で何を達成したから「bの7」だと言っているのですか。

○所管課職員

今までですと、区の予算はこちらに来ています市民・スポーツ文化局の区政推進室を経由して要求をしていただく状況でございました。それを区長が直接要求できるところまで、階段を登る途中の段階で、区長が自ら提案をした事業を市長の前で予算要求をする、形の上です。ルール上は、書類上は、直接差し出すことはできない状況ですが、直接市長の前で自らがつくり上げた政策提案を述べる機会を設けて、査定の場に臨んでいただいたこととさせていただきます。

○延原委員

それではほとんど評価判断できる説明になっていません。

○事務局職員

区長というのは、本庁で決まった予算を執行することしか基本的には今までできなかったのを、決められたことをやるだけというのではなく…

○延原委員

22年度の目標は何なのですか。

○事務局職員

23年度予算では、何らかの形で区長が予算をつくる時に関わるようにしましょうという目標を立てて、市長の前でプレゼンをやったというのが実績ということですか。

○延原委員

予算は創設できたのですか。

○所管課職員

区役所提案の予算を採用しまして、23年度予算に反映しました。

○延原委員

その説明では、早い話、22年度目標というのは、市長の前でプレゼンをするチャンスを与えたということですか。

○所管課職員

プレゼンというよりも、自ら事業を組み立てて、各区の課題や区民のニーズを捉えた事業をつくり上げて市長の前で説明して、予算化に向けたステップを踏んだということですか。

○廣瀬委員長

区役所というのは、事業執行組織であって、現場に一番近いけれども、新しい事業を企画してそれを提案して実現していくという仕事の仕方がこれまでは想定されていなかった。それをとりあえず限られた枠かもしれないけれども、事実上、区の現場発の予算を伴う事業を発案して、実現していく道筋をつけて、23年度予算からそれが動き出しました、ということですか。

○延原委員

今の委員長の説明を僕は理解したけれども、市としての22年度の目標は何だったんですか。

○事務局職員

区役所が何らかの形で自ら企画して、予算を要求するというのが、22年度当初の時点での目標ということですか。

○延原委員

何となくわかりました。では、2-4を説明してください。

○所管課職員

実績としては、14事業に訂正させていただきましたけれども、それに対して当初目標になぜ数値目標が出ていないのかということでございました。22年度の目標を立てたのが22年度の年度末ということで、「しあわせ倍増プラン2009」が策定されたのが11月。それから区役所のあり方の検討委員会の立ち上げを2月に行いまして、その時点では全ての窓口業務を区役所で行えるようにするという命題が与えられているという段階で、その時点で数値的な目標はなかったということ、22年度当初目標として数値は入れることができませんでした。

○延原委員

数値目標がないのに、「b」と判断した理由は何ですか。

○所管課職員

数値目標に対して多かったか少なかったかというよりも、一定程度の業務を移管することができたという部分で、「b」と判断させていただきました。

○延原委員

その説明では、目標の評価判定はできないです。一定程度ですと言われたら、ああそうですかとなってしまいます。これが去年から私がおかしいと言っていることです。数値目標がないものをどうやって評価しろというのか。そんな評価方法はあり得ない。従って私は減点にさせていただきました。

○木島委員

今まさに言われたように、1でも拡大すれば達成なのかということになってしまいますが、23年度の数値目標は立てられるのですか。

○所管課職員

23年度の業務の拡大ということでは設定していなかったですが。

○廣瀬委員長

44業務の拡大・充実を図りますと書いてありますが、この表でいうと、①、②、③という考え方で、こういう業務は区役所に持っていった方が、あるいは区役所の役割を拡大した方がいいということで数え上げると44業務は移した方がいいと判断されてこの施策を立てられた。これがあれば、検討した結果、準備は整ったものが30いくつ済みましたということだと、何パーセントできたというのが明確にわかるわけですが。それがない段階だと、どこまでできた、少しでも手をつければやり始めたということで評価をしていいのか、あるいは性質的にできるものがこれくらいしかなくて、その結果が14だと言われれば100パーセントなのかもしれないですし、その判断の仕方が難しいということですね。

○福崎委員

数値化の目標という点で、分母の明示が重要になると思うのですが、例えば、また来年度の目標として設定される際に、現在区役所で担っている窓口業務がいくつあって、今後移譲したいと考えている窓口業務がいくつあってというのを単純に数値化するだけでも、具体的な内容を市民は知りたいですけれども、紙面が限られているので、数値があると見やすいと思うのですが。

○事務局職員

今の数字の違いですが、最終的に44業務となっていますが、区役所の場合、区民生活部と健康福祉部、くらし応援室というのがあって、今ここで俎上にもぼっているのがくらし応援室ということで、14業務。残りの30業務が区民生活部と健康福祉部の分とお考えいただければ。

○延原委員

我々評価委員にとってはどちらの部署が実施責任を持とうとも構いません。役所の内部分担の話です。我々に対して説明してほしいのは、市長がこういうふうにしたいて言っている項目を何年間でやります、今年度はどれだけやりますというのを説明してくれば、それを評価します。

○廣瀬委員長

2-4で言うと、つまり各部の縦割りというところとあれですが、区長直轄の部門で受ける部分を増やすことによって、現場の要望等が区長判断で対応できる余地を上げるということなのですね。それについては、44業務と書いてありますねと申し上げましたが、それとは直接リンクしているわけではなくて、44のうちの一部が2-4にあった14業務であるということですね。

○三浦委員

工程表では22年度で移譲すべき業務の選定を終えると書いてあるので、選定と同時に移してきたものもあると思いますが、本来は洗い出しが済んだ段階が目標だったという理解なのではあるけれども、窓口業務の拡大は23年度からやるはずだったのを前倒しでやっていると理解したのですが、もうやれるものは移してしまったのであれば、今後は増えないでしょうし、逆に言えば、進捗度で確認したいのが、洗い出しの業務、移譲すべき業務の選定が終わっていないのであれば、遅れていると思うのです。事前にいただいた参考資料に書かれている23年度から取り扱う業務一覧の44業務は、23年度にやるのか、24年度にずれ込むのかわからないのですが、洗い出した結果がこの44事業だったという理解をしたのですが、そうではないのですか。

○事務局職員

23年度からですね。

○三浦委員

そうすると、24年度に移すものも隠れているのですか。洗い出しはまだ済んでいないのですか。

○所管課職員

この44業務というのは、22年度に検討した中で、区役所に移管するのが可能であろうという業務の中から、現実的に人員や予算といった課題をクリアできて、23年度からできるというものです。さらに、人員や予算の課題をこれからクリアしないとできないもの、クリアできないと移管が難しいものもいくつかございますが、それらについてはさらにそういった課題について検討していくというふうに考えています。

○三浦委員

37ページの今後の取組予定も、役割分担の整理、移管すべき業務の選定というのが、22年度で止まっているけれども、23年度にずれ込んでいくということですか。

○所管課職員

そうですね。選定という意味で言うならば、検討委員会の中で業務としてはある程度、数は示されています。それらについては、先程概要の中で説明させていただきましたが、業務の移管に当たりましては、課題を整理して、可能なものから順次移管するようという委員会の提言を踏まえまして、さらに検討を進めていくというものです。

○三浦委員

それであれば、23年度も24年度も実績評価は、今リストアップされてい

るまだ検討課題が残っているものも含めて数字を分母にして、単年度で実際にくつ移ったか。移さなかった合理的理由があれば、それを説明してもらって、「b」という判断でいいのではないかと私は理解したのですが。

○事務局職員

積み残っている事業はいくつあるのですか。

○所管課職員

おおむね10程度です。

○廣瀬委員長

2-1の方が洗い出しを検討して方針を定めていく取組であって、その実現の一つが2-4も含めてですが、くらし応援室が所管するようになるものもあるし、それ以外も含めて区役所の窓口機能が拡大していく。2-1では方針や判断基準、移すべきものをこういった観点から移した方がいいとか、こういう条件のものはすぐわないという判断をして、リストアップをする。

基準を設定して初めて対象が定まるので、22年度の目標が何だったかというのと、移すべきものを選定する作業が22年度までの活動目標であった。その上で23年度に拡充すべきものとしては、44の選定が確定した。2-4にあるくらし応援室の部分についていうと、そのうち14窓口業務はこうなると。22年度に確定して、23年度からそれが動き始める。ただ、基準設定はしたが、いろいろな準備があって、23年度から実施となっていないで、さらに区役所への移管について検討中のものがまだ10くらい残っているので作業は進めている、という状況にあるということが確認されたという理解でよろしいですか。

○福崎委員

成果報告の文面のところで、わかりやすさを上げるために2点提案させていただきたいのですが、一つは2-1ですが、今ご説明の中にアンケートから提案されたものを活かしてこれとこれを実施したとあったので、これを文章で書かれた方がいいと思います。例えば、取りまとめシートでも②と③を分けて、②アンケートの実施、③改善みたいに分けて、今年は書かれていますが、これをちゃんとアンケートに基づいて実施した方が、市民としては満足度も高まると思います。実際にそのようにされていたということなので、書かれてはどうかと。

もう一つは2-2ですが、漠然とした内容だと思ったのですが、ご説明を受けてわかったのですが、あくまで目標は新しい制度の構築だったということで、実際にアイデア予算枠と区長の提案コンペという2つの制度を設置したことが成果の報告だと思うのです。2つの制度を増やしましたと数字で書かれてもいいかと思うのですけれども、この2つが新しい制度ですと書かれた方がいいと思います。これだとかこういうイベントをやりましたというような、一時的な出来事のように見えるので、今後もこの2つを制度として実施していきますという形で、ゼロから2に、元がゼロではなかったかもしれないですが、ゼロから2に増えましたと書かれた方がわかりやすいかと思います。

○廣瀬委員長

それでは、もう予定時刻を過ぎていますが、2-1から2-4についてほしいということであったかという確認はできたかと思います。これについての評価ですが、まずここまで議論を聞いた上で事前の評価に変更がありましたら、お申し出ください。

○延原委員

2-3のところを「cの5点」に変えます。

○廣瀬委員長

他はいかがでしょう。それでは、「a・b・c・d」につきまして、2-1は1と13で「b」、2-2は全員で「b」、2-3は「b」が10と「c」が4に変わりますが、これも「b」。2-4については全員が「b」。結論としては、進捗度は全て「b」で確定したいと思います。

点数ですが、2-1について、福崎委員からは「9点」とついていますが、これはこのままでよろしいですか。

○福崎委員

目標設定が総括としての窓口業務の拡大だったので、コメントにも書いてありますが、個人的な実感として、私、北区に住んでいるのですが、北区の区役所での窓口業務の充実でいうと、待遇・サービスの面でとても好感が持てるので、ここはあえて高い評価をさせていただきたいと思っています。ただ、今お話の中であったとおり、具体的な数値目標が今後の課題になってくると思うので、満点でない分、ちょっと評価を下げているという形でとっていただければと思います。

○廣瀬委員長

それでは、2-1につきましては、9点が1名で、7点が13名。昨年までの例ですと、飛び離れた場合の数値をどう扱うかについて、やや違う基準からの採点になっているのではないかという観点から、昨年までは離れ値といって、間が抜けたものについては、平均の計算からは外すという形で。ただ、記録としてそういう点数がついたということは、この取りまとめ表の形では残すけれども、平均値としては、この場合、機械的に計算すると7.1点になりますが、離れ値である9点はずしますと全員7点なので、平均としては7点になります。

それから2-2は7.0点。それから2-3につきましては、7点が4、6点が6、5点が3、4点が1となりますので、それで集計をやり直していただければ。6弱になると思います。2-4は7点が13名、6点が1名の平均で6.9点と確定します。ヒアリング項目についてはここで終了とさせていただきます。

それからご相談ですが、ヒアリング対象外につきましては、もう1枚の方に取りまとめていただいたように、書類による審査でこういう得点分布になっております。これにつきましては、ここまでのヒアリングで最終確定したのと同様の考え方で、この取りまとめの中から会議で検討し、お諮りするという暇もございませんので、今と同様のルールで、「a・b・c・d」については最も多かったところで確定し、点数については途中が抜けた分布になっている部分

については、飛び離れた値を外した形で平均値を出すということで、書類審査による評価結果の確定としたいと思いたしますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

では、これで本日の評価の対象については、以上で確定とします。

3 その他

○廣瀬委員長

続いて、次回のヒアリング対象については、前回事務局からの案が示されていましたが、委員の皆さんからの選択については今日までで出していただいたものによって確定したいと思います。お手元の資料で7月8日開催分の一覧があるかと思いたします。網掛けになっている項目が事務局提案でヒアリングをしてはどうかということですが、9番の「情報公開日本一を実現します」については票が入りませんでした。他方で12-1、13、15については3名から、18-1、19、21、22、27などについて追加の希望がありました。ヒアリングについては、当初の事務局案に対して追加をしたいものをお願いをしている観点もありまして、票が全く入らなかったものを外すべきかということ、またちょっとそうでもない。他方で9については橋本委員からは外していいのではないかと、これを外して別の方へという提案として受け取れる票も入っています。

そこで、まず20と24については外す案はなく、かつ昨年も議論の集中した項目であったかと思いたしますので、20と24はヒアリング対象項目として採用してもよろしいでしょうか。次に15の「マッチングファンド制度」ですが、比較的目新しい事業で、それがどう効果を発揮しているか聞きたいということもあろうかと思いたします。3票入っていますので、これについてはヒアリング対象として採用でよろしいでしょうか。あとは1票ずつ入っているものもありますが、22の「子ども博物館構想」が2票入っております。これは周囲の事業とはあまり連携がない事業ということでもよろしいでしょうか。それとも子どもの教育や文化と関連して括れる事業があたりするのでしょうか。15番と22番は複数採用すべきというご意見がついたものなので、これらを採用し、情報公開日本一については、その代わりに書類による評価としてよろしいでしょうか。それでは7月8日開催分については、以上のような形で進めたいと思いたします。それ以降につきましては、またヒアリング対象項目としてどれを追加したいかについては、お申し出をいただくことにしたいと思いたします。

それから、事務局からは次回の評価に必要なものを封筒に入れて配付していただいております。ごく簡単に確認をお願いします。入っているものとして、総括表、参考資料、平成22年の目標設定理由一覧、ヒアリング候補事業追加削除希望記入シートがございます。よろしいでしょうか。ほかに何かご用意しているものがあればお渡ししたいですが。それでは、前回と同様に1週間前ですと7月1日になりますが、若干猶予をいただいて、4日の月曜までに次回分の評価をお願いするということにします。

○廣瀬委員長

評価については、以上で終了とさせていただきますが、前回から話題になっております現地視察について素案がありますので、簡単に説明をお願いいたします。

○事務局

お手元の資料をご覧ください。案でございますが、次回の委員会の日、7月8日16時から、もしくはその次の回の7月22日16時からの2案をご用意いたしました。内容、スケジュールは1案でございます。浦和近辺を想定しております。ジャンルとしては、子育て、高齢、防災などのテーマで、今後のヒアリング、評価に生かせるものでどうかと考えています。このとおり、浦和駅西口出てすぐに子育て支援センターが浦和高砂小学校の隣にございます。その高砂小学校で学校の緑のカーテン、そして浦和駅東口側へ移動し、5月にできたばかりの仲本児童センター・老人福祉センター仲本荘という複合施設、同じくそのそばにある仲本小学校のマンホールトイレ、そしてこちらに戻ってくるという案になっております。まだ施設側の調整をとっておりませんが、できましたら、8日もしくは22日、この浦和周辺の視察案ということで実施するかしないか決定していただければと思います。細かい調整などにつきましては、また後日事務局からご連絡させていただきます。

○廣瀬委員長

案としては8日か22日で、浦和駅周辺でどうでしょうかという提案であります。対象事業は、23-2、48-4、33-1、39-5などで、評価をする前に見たいというのであれば、多くの項目は8日に行かないと間に合いませんが、事後的に確認をして、あれ間違っていたなとか、そんなことはあまりないと思いますが、臨場感を持っていただくという意味で少し前後しても構わないというのであれば、22日の方が少し余裕があります。ただ、学校等についていうと、夏休み中になってから見に行くということになります。8日であればまだ学期中のとき、とはいっても放課後になります。

いかがでしょうか。直前なので、日程だけは確定をした方がいいかと思いますが、できるだけ多く評価の前に見ておきたいというのであれば、8日になるかと思えます。いかがでしょうか。8日で設定させていただいてよろしいですか、次回の前ということになります。行き先については、地理的な条件も勘案して、おおむねこれで組み立てていただきましたが、浦和周辺でこれも併せて現場で説明していただきたいというのが何かありましたら、できるだけ早く、来週早々には事務局にご意見をいただければと思います。それを受けまして、8日16時浦和駅集合というイメージで、受入先との調整をお願いします。これについては1週間前くらいまでに各委員にご案内をいただいて、出欠確認をお願いいたします。

あと確認すべきこととして、席上に前回第1回目の会議記録が配付されております。これは校正前のものをご理解ください。修正箇所を7月4日までに事務局に申し出ていただいて、それを踏まえて事務局が修正をした上で、確定してホームページ等で公表するということになります。7月4日までに何もご連絡がない場合は、修正がないと取り扱わせていただきます。

○廣瀬委員長

ほかに何か、委員の皆様、あるいは事務局からありますでしょうか。

○事務局職員

今回ヒアリングなしの部分は若干説明があった方がいいかなというのは、次回補足説明させていただいて確定していただければと思います。

○廣瀬委員長

補足があるものは、補足を受けた時点で変更があれば、変更して確定ということで進めさせていただきます。

4 閉 会

○廣瀬委員長

それでは、次回は7月8日の19時から、会場はこちらでと伺っております。また事前に提出していただくものもございますし、開催案内は追って事務局から届くかと思えます。

本日も大幅に時間を超過いたしました。以上を持ちまして、第2回の評価委員会を終了させていただきたいと思えます。ありがとうございました。